

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 昭和村ふれあい館管理運営規程

(目的)

第1条 昭和村ふれあい館(以下「ふれあい館」という。)は、高齢者等が自立した、生きがいのもてる生活が送れるよう各種サービスによって支援し、社会参加の機会を提供することにより介護予防や生活支援の福祉活動推進の拠点とするものとする。

(管理運営)

第2条 ふれあい館の管理運営については、昭和村ふれあい館の設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)及び条例施行規則を準用する。

(事業)

第3条 ふれあい館は、次に掲げる事業を行う。
(1) 地域支援介護予防事業に関すること
(2) 介護教室及び介護者交流事業に関すること
(3) 福祉用具の貸出・展示
(4) 福祉相談
(5) その他必要と認める事業

(利用者の範囲)

第4条 各事業を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。
(1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条の規定により昭和村の認定を受け、要介護者等と認定されなかった者で援護を必要とする者
(2) 前項の認定を受けない者で援護を必要とする者
(3) 在宅介護者
(4) その他会長が認める者

(利用の制限)

第5条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、各事業の利用をさせないことができる。
(1) 公益を害するおそれがあるとき
(2) 管理運営上支障があるとき
(3) 感染性疾患を有するとき
(4) 疾病又は負傷のため、医師が利用困難と認めたとき
(5) その他利用することが不相当と認められるとき

(利用料金等)

第6条 第3条第1号に規定する事業を利用する者は、別表に掲げる費用を負担しなければならない。

(損害賠償)

第7条 利用者は、建物、設備その他の物件を破損したときは、損害相当額を賠償しなければならない。ただし、会長が、やむを得ない事情があると認めたときは、賠償額を減免することができる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、ふれあい館の管理運営に関する必要な事項は、会長と昭和村長で協議のうえ決定する。

附 則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。